

社会福祉法人湘南富士見会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この法人は、社会福祉法人湘南富士見会(以下「法人」という。)の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち当法人を主たる勤務場所とし、原則、一定時間勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 常勤・非常勤の役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき及び外部委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 報酬は、理事会、評議員、評議員選任・解任委員会への出席の都度、現金で支給する。

(役員、評議員及び外部委員の業務報酬等)

第4条 常勤・非常勤の役員が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 外部委員が評議員選任・改任委員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 報酬は、業務終了後にその都度、現金で支給する。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務や理事会又は評議員会に出席したときは、別表3により報酬を支払うことができる。

2 報酬は、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、監査等への出席の都度、現金で支給する。

(出張旅費)

第6条 常勤・非常勤の役員及び評議員が、理事長の命を受けて法人運營業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を現金で支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後に現金で支払うこととするが、必要により事前に概算額を現金で支払い、出張終了後に清算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年2月1日より施行する。

この規程は、令和 2年4月1日より施行する。

この規程は、令和 5年7月1日より施行する。

役員及び評議員等の報酬等に関する規程(別表)

別表1

名 称	報酬(日額)
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	3,000円

※同日に開催される場合は1日分とする。

別表2

名 称	報酬(日額)
理事、評議員及び外部委員業務報酬等	5,000円
外部委員業務報酬等	3,000円

別表3

名 称	報酬(日額)
監事監査指導報酬等	5,000円

別表4

旅 費	宿泊費(日額)	報酬(日額)	その他
実 費	10,000円	2,000円	実 費